

令和4年度超晩生温州みかんマーケティング調査業務委託公募型企画提案募集要領

1 趣旨

静岡県にて新たに育成した超晩生温州みかん‘春しずか’は、みかんの端境期となる3月～4月に市場出荷が可能となることから、県内での普及に向けて取り組んでいる。‘春しずか’のブランド化を図って戦略的販売につなげるため、3月～4月に出荷される温州みかんのニーズおよび販売促進にあたっての方向性を把握するため、本募集要領に基づき委託業務内容について企画提案を募集する。

2 公告

令和4年12月1日（木）に静岡県農林技術研究所果樹研究センターホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県農林技術研究所果樹研究センター センター長 松浦英之
- (2) 執行部署：静岡県農林技術研究所果樹研究センター果樹生産技術科
〒424-0101 静岡市清水区茂畑
電話 054-376-6153 FAX 054-376-5186
メール kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務名称
令和4年度超晩生温州みかんマーケティング調査業務委託
- (2) 業務内容
新たに静岡県で育成した超晩生温州みかん‘春しずか’のブランド化を図り、戦略的販売につなげるため、3月～4月に出荷される温州みかんのニーズの把握および販売促進の提案に関する業務。（別紙「仕様書」参照）
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

5 契約限度額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を超えたものは失格とする。

6 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がない者であ

ること。

(6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(7) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 企画提案参加方法に係る事項

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	令和4年12月1日（木）
質問票の提出期限	令和4年12月7日（水）15時まで
質問票の回答	令和4年12月9日（金）
企画提案書の提出期限	令和4年12月14日（水）15時まで
選定対象者の決定通知	令和4年12月16日（金）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和4年12月20日（火）
選定結果の通知	令和4年12月22日（木）

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式1）により提出すること（電話や来訪による口頭での質問は受け付けない）。なお、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和4年12月7日（水）15時まで

イ 提出先

静岡県農林技術研究所果樹研究センター果樹生産技術科

メール kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して静岡県農林技術研究所果樹研究センターホームページ「令和4年度超晩生温州みかんマーケティング調査業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

(3) 企画提案書の提出

参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式 2	1
②	企 画 提 案 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8（2）エ評価項目及び評価内容を基に記載すること。 ・ 企画提案書は日本産業規格 A 4 用紙 20 ページ以内、カラー印刷とする。 	様式 3 及び 任意	1 及び 電子データ (PDF)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定委員会プレゼン資料 	任意	
③	参 加 資 格 確 認 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） 	任意	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 1 年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） 	各都道府県指定の様式	1
④	見 積 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書に基づいた事業の実施にかかる費用をわかりやすく記載すること。 ※「〇〇業務一式」としないこと。 	任意	1 及び 電子データ (PDF)
⑤	過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズ調査や需要予測業務の受注実績がある場合は、それを証明する資料。 	任意	1 及び 電子データ (PDF)

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和 4 年 12 月 14 日（水）15 時まで（必着）

イ 提出先

静岡県農林技術研究所果樹研究センター果樹生産技術科

〒424-0101 静岡市清水区茂畑

メール kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

上記提出物①～⑤を直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）にて提出すること。また、②、④及び⑤については電子データを電子メールで送付すること。

※提出時に連絡すること。

(4) 選定対象者の決定

ア 企画提案書を提出した者が 5 者を超えた場合は、エ選定対象者の選定基準により書面にて選定し、評価点の高い 5 者を選定委員会の対象とする。なお、評価点と同じ場合は、需要予測調査の実績、消費者ニーズ分析調査の実績の順に評価点を比較し、順位付けを行う。

イ 選定対象者に選定された者に対しては、令和 4 年 12 月 16 日（金）までに選定通知書（様式 4）を電子メールにより通知する。

ウ 選定対象者に選定されなかった者（以下、非選定者という。）に対しては、令和 4 年 12 月 16 日（金）までに選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書（様式 5）に記載し電子メールにより通知する。

エ 選定対象者の選定基準

区分	評価の着目点	配点
業務内容	消費者ニーズ分析調査の実績 ・調査実績が解かる資料を添付 ①2回以上 ②1回 ③0回	① 3点 ② 1点 ③ 0点
	需要予測調査の実績 ・調査実績が解かる資料を添付 ①2回以上 ②1回 ③0回	① 6点 ② 2点 ③ 0点

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ・ プレゼンテーションの指定時間に遅れ、企画提案内容を説明できなかった場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの参加など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- ・ 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
- ・ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするとは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

キ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 選定に係る事項

(1) 選定方法

選定は、静岡県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、(2) エ評価項目及び評価内容に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選

定する。

(2) 選定委員会

ア 日時

令和4年12月20日(火)14時30分から(仮)

※個別のプレゼン時間については提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、リモート(ZOOM)にて行う。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 20分程度(説明10分程度、質疑応答10分程度)とする。

ウ 注意事項

提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

エ 評価項目及び評価内容

提案された事業内容について、下記の評価項目に基づき数値(得点)で評価し、契約限度額の範囲内において契約候補者を選定する。また、選定結果は、(3)により書面で通知する。なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目	評価内容	点数
調査・データ分析	・温州みかんの購入実態や消費者ニーズを幅広く把握しているか。	25
	・青果物の需要予測実績やそのノウハウを活かし、超晩生温州みかんの需要を予測できる内容となっているか。	25
企画提案力	・本業務の趣旨を踏まえ、販売促進につながる企画提案となっているか。	20
実施体制	・業務遂行に必要な人材を配置するなど、業務を確実に実施し、期限内に履行できる体制を整えているか。	10
実現可能性	・具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されて、仕様書の要件を確実に満たし、実現可能な企画となっているか。	10
経費見積もりの妥当性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。 また、見積額及び積算内訳、根拠は適切か。	5
社会的取組	・社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等SDGsの達成に向けた取組)に積極的か(例:えるぼし認定(厚生労働省)等)。	5
計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書(様式4)又は非選定通知書(様式5)にて、全ての企画提案者に12月22日(木)に通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、令和4年12月23日(金)から5日(土曜日、日曜日及び休日(12/29~1/3)を除く)以内に書面(任意様式)により、非選定理由について説明を求めることができる。

9 契約方法

- ・静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。
- ・契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかつ

たときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表する。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

11 問合せ先

静岡県農林技術研究所果樹研究センター果樹生産技術科

〒424-0101 静岡市清水区茂畑

電 話 054-376-6153 FAX 054-376-5186

メール kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp